

平成 28 年 3 月 31 日

各位

大和証券投資信託委託株式会社

「ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」、「中期国債ファンド」、  
「フリーファイナンシャルファンド」の繰上償還（予定）のお知らせ

弊社運用の投資信託「ダイワ MMF（マネー・マネージメント・ファンド）」、「中期国債  
ファンド」、「フリーファイナンシャルファンド」につきまして、下記のとおり繰上償還を  
実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

記

1. 繰上償還予定日

「ダイワ MMF（マネー・マネージメント・ファンド）」：平成 28 年 10 月 31 日

「中期国債ファンド」：平成 28 年 6 月 30 日

「フリーファイナンシャルファンド」：平成 28 年 6 月 30 日

2. 繰上償還の理由等

各ファンドは、主として公社債等に投資することにより、安定した収益の確保をめ  
ざすことを運用の基本方針としていますが、平成 28 年 2 月に日本銀行によりマイナス  
金利政策が導入されたことにより、この基本方針に則った運用の継続が困難な状況に  
なりつつあります。このため、やむを得ない事情が発生したときに信託を終了させる  
ことができるとの信託約款の規定に基づき、異議申立ての手続きを経て繰上償還をさ  
せていただく予定です。

3. 信託財産留保額の撤廃

「ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」および「中期国債ファンド」  
については、換金の際、購入日から起算して換金申込受付日の翌営業日の前日までの  
日数が 30 日未満の場合、1 万口につき 10 円の信託財産留保額を換金代金から差し引  
くこととしていますが、平成 28 年 4 月 1 日付で信託財産留保額を撤廃します。

以上

平成 28 年 3 月 31 日

各位

大和証券投資信託委託株式会社

「ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の  
繰上償還（予定）のお知らせ

弊社運用の投資信託「ダイワ MMF（マネー・マネージメント・ファンド）」につきまして、下記のとおり繰上償還を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

記

1. 繰上償還予定日

平成 28 年 10 月 31 日

2. 繰上償還の理由等

当ファンドは、主として公社債等に投資することにより、安定した収益の確保をめざすことを運用の基本方針としていますが、平成 28 年 2 月に日本銀行によりマイナス金利政策が導入されたことにより、この基本方針に則った運用の継続が困難な状況になりつつあります。このため、やむを得ない事情が発生したときに信託を終了させることができるとの信託約款の規定に基づき、異議申立ての手続きを経て繰上償還をさせていただきます予定です。

3. 信託財産留保額の撤廃

当ファンドについては、換金の際、購入日から起算して換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満の場合、1 万口につき 10 円の信託財産留保額を換金代金から差し引くこととしていますが、平成 28 年 4 月 1 日付で信託財産留保額を撤廃します。

以上

平成 28 年 3 月 31 日

各位

大和証券投資信託委託株式会社

「中期国債ファンド」の繰上償還（予定）のお知らせ

弊社運用の投資信託「中期国債ファンド」につきまして、下記のとおり繰上償還を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

記

1. 繰上償還予定日

平成 28 年 6 月 30 日

2. 繰上償還の理由等

当ファンドは、主として公社債等に投資することにより、安定した収益の確保をめざすことを運用の基本方針としていますが、平成 28 年 2 月に日本銀行によりマイナス金利政策が導入されたことにより、この基本方針に則った運用の継続が困難な状況になりつつあります。このため、やむを得ない事情が発生したときに信託を終了させることができるとの信託約款の規定に基づき、異議申立ての手続きを経て繰上償還をさせていただきます予定です。

3. 信託財産留保額の撤廃

当ファンドについては、換金の際、購入日から起算して換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満の場合、1 万口につき 10 円の信託財産留保額を換金代金から差し引くこととしていますが、平成 28 年 4 月 1 日付で信託財産留保額を撤廃します。

以上

平成 28 年 3 月 31 日

各位

大和証券投資信託委託株式会社

「フリーファイナンシャルファンド」の繰上償還（予定）のお知らせ

弊社運用の投資信託「フリーファイナンシャルファンド」につきまして、下記のとおり繰上償還を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

記

1. 繰上償還予定日

平成 28 年 6 月 30 日

2. 繰上償還の理由等

当ファンドは、主として公社債等に投資することにより、安定した収益の確保をめざすことを運用の基本方針としていますが、平成 28 年 2 月に日本銀行によりマイナス金利政策が導入されたことにより、この基本方針に則った運用の継続が困難な状況になりつつあります。このため、やむを得ない事情が発生したときに信託を終了させることができるとの信託約款の規定に基づき、異議申立ての手続きを経て繰上償還をさせていただく予定です。

以上